

住民監査請求および監査結果の概要

滋賀県福祉用具センターの県有財産の売却に係る損害賠償請求を求める
住民監査請求について

請求日 令和6年11月22日

結果通知日 令和7年1月16日

請求の概要

職員Aが福祉用具センターにある工作機械等を用いた改造製作業務（以下「当該業務」という。）を行うための備品31点を処分する決定（以下「本件物品処分決定」という。）をしたことは以下により、違法である。

- ① 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（以下「本件条例」という。）第2条第5号は「福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」とされ明文規定内容および本件条例の制定過程から当該業務は義務である。
- ② 本件物品処分決定により工作室において当該業務が行えない状況は、本件条例第11条第2項第2号の福祉用具センターの効用を最大限に発揮させるという趣旨に反する。
- ③ 本件物品処分決定の必要性・合理性が認められない。また、適正な対価なくこれを譲渡してはならないとする地方自治法第237条第2項に反する。

以上のことから、県は調査の上で、本件物品処分決定によって、県に生じた損害について、職員Aに対し損害賠償請求を行う措置を求める。

監査結果の概要

⇒ 本件請求は棄却する。

- ① 本件条例第2条第5号の規定は、福祉用具センターが行う業務の範囲が示されているのみで、当該業務を行う旨は明記されておらず、条例の制定過程においても当該業務を義務付けているとは認められない。
- ② 本件条例の規定が当該業務を義務付けていない以上、福祉用具センターの効用が最大限に発揮されるために必ずしも工作機械等を用いる必要はなく、現在の工作室や工作室の備品の活用状況を踏まえれば、工作室において当該業務ができない状況が、本件条例第11条第2項第2号の趣旨に反しているとは認められない。
- ③ 当該業務の実績件数は平成19年度以降減少しており、介護保険法の施行による福祉用具の多様化や製造業者による対応の充実など、社会情勢の変化により、今後も当該業務を行う必要性が低いと認められる。

また、福祉用具センターの作業療法士が、心身の状況や使用環境を評価し、関係機関へ、つなぐことで十分な対応が行えている。

こうした状況から本件物品処分決定については、耐用年数も十分に考慮した上で行っていることも踏まえれば、本件物品処分決定は県の裁量の範囲内といえる。

また、廃棄にあたってはまず売却を検討することが基本であるとする県の方針や手続に沿って備品31点の売却をしていること、備品31点は減価償却資産の耐用年数を超え、これまでの期間において継続的に使用された結果、これらの備品が減耗していることは容易に推察でき、メンテナンスを行えば使用可能であったとしても現在の資産としての価値は社会通念上著しく低いと思料されることから地方自治法第237条第2項に反しない。

以上より、本件物品処分決定について請求人のいう違法性は認められない。